

## 電気需給約款（低圧）の改定について

平素は弊社の電力供給サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。2021年7月1日より、以下のとおり電気需給約款（低圧）の変更を実施しますのでお知らせいたします。

### 記

#### ■変更の対象となる電気需給約款

電気需給約款（低圧）：北海道・東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州 各電力管内

#### ■電気需給約款の変更内容について

- 1) 3. 定義に(16) 再点を追加しました。  
※再点の定義は、対比表 変更後の3.定義(16)再点をご参照ください。
- 2) 22. 料金その他の支払方法（1）を変更いたしました。
- 3) 38. 需給契約の変更 を変更いたしました
- 4) 42. 解約等（3）を変更いたしました。

変更後の電気需給約款については、以下にてご確認ください。

北海道 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/hokkaido\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/hokkaido_yakkan.pdf)  
東北 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/tohoku\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/tohoku_yakkan.pdf)  
東京 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/kanto\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/kanto_yakkan.pdf)  
中部 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/chubu\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/chubu_yakkan.pdf)  
北陸 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/hokuriku\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/hokuriku_yakkan.pdf)  
関西 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/kansai\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/kansai_yakkan.pdf)  
中国 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/chugoku\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/chugoku_yakkan.pdf)  
四国 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/shikoku\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/shikoku_yakkan.pdf)  
九州 [https://s-denki.com/docs/20210701\\_yakkan/kyushu\\_yakkan.pdf](https://s-denki.com/docs/20210701_yakkan/kyushu_yakkan.pdf)

■新旧対比表

低圧 例：東京電力管内

変更前	変更後
<p>3.定義 新規追加</p> <p>22. 料金その他の支払方法 (1)料金については毎月、当社が指定した方法で支払っていただきます。なお、当社が指定する料金の支払い方法は、原則として、(イ)または(ロ)によります。 (イ) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。なお、口座登録が完了するまでの間は、当社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）を通じて、当社が指定した様式によって払込みにより支払っていただきます。 (ロ) お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる等の方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (ハ) お客様都合により、お客様が料金を(イ)または(ロ)にて支払うことができない場合もしくはできなかった場合においては、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式によって払込みにより支払っていただきます。なお、この場合、当社は請求書等の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けることがあります。</p> <p>38. 需給契約の変更 お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込みおよび締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、お客様都合による、頻繁な契約電流、契約容量、契約電力または当社の他の電気料金プランへの変更等には、応じられないことがあります。なお、需給契約の電気料金プランを変更した場合の、変更後の料金の適用開始日は、電気料金プラン変更日の翌月の初日</p>	<p>3.定義 <u>(16) 再点</u> <u>需給契約の終了・解約等により電気の供給が停止されている需要場所において、お客様が当社との需給契約を新たに締結することにもない、電気の供給を再開することをいいます</u></p> <p>22.料金その他の支払方法 (1)料金については毎月、当社が指定した方法で支払っていただきます。なお、当社が指定する料金の支払い方法は、原則として、(イ)または(ロ)によります。<u>ただし、再点の場合は、原則として、(ロ)によります。</u> (イ) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。<u>なお、お客様の口座に変更、解約等があった場合または申し出に不備があった場合、遅滞なく当社が指定した様式により申し出ていただきます。また、口座登録が完了するまでの間は、当社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）を通じて、当社が指定した様式によって払込みにより支払っていただきます。</u> (ロ) お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる等の方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。<u>なお、お客様のクレジットカード番号もしくは有効期限に変更、解約等があった場合または申し出に不備があった場合、遅滞なく当社が指定した様式により申し出ていただきます。</u> (ハ) お客様都合により、お客様が料金を(イ)または(ロ)にて支払うことができない場合もしくはできなかった場合においては、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式によって払込みにより支払っていただきます。なお、この場合、当社は請求書等の発行に係る手数料等これにともない要する費用に相当する金額を申し受けることがあります。</p> <p>38. 需給契約の変更 お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込みおよび締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、お客様都合による、頻繁な契約電流、契約容量、契約電力または当社の他の電気料金プランへの変更等には、応じられないことがあります。なお、需給契約の電気料金プランを変更した場合の、変更後の料金の適用開始日は、<u>原則として、電気料金プラン変更日</u></p>

<p>とし、当月の末日までの期間については、変更前の需給契約が定める電気料金プランによる料金が適用されます。</p> <p>42. 解約等</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、需給契約の解約の15日前を目安にお知らせいたします。</p> <p>(イ) お客様が支払期日を経過してなお料金を支払われない場合</p> <p>(ロ) お客様が他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合</p> <p>(ハ) この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(ニ) お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合</p> <p>(ホ) お客様が破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合</p> <p>(ヘ) お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>(ト) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(フ) その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</p> <p>(リ) お客様がその他この需給約款または関係法令等に違反した場合</p>	<p>の翌月の初日とし、当月の末日までの期間については、変更前の需給契約が定める電気料金プランによる料金が適用されます。</p> <p>42. 解約等</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、需給契約の解約の15日前を目安にお知らせいたします。</p> <p>(イ) お客様が支払期日を経過してなお料金を支払われない場合</p> <p>(ロ) お客様が他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合</p> <p>(ハ) この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(ニ) お客様が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合</p> <p>(ホ) お客様が破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合</p> <p>(ヘ) お客様が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合</p> <p>(ト) お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(フ) その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</p> <p><u>(リ) お客様が22（料金その他の支払方法）(1)(イ)または(ロ)について、当社が指定した様式による申し出をされていない場合</u></p> <p>(ヌ) お客様がその他この需給約款または関係法令等に違反した場合</p>
---	---

以上